

令和6年2月29日

組合員のみなさまへ

大阪市職員共済組合

担当：保健医療係

電話：06-6208-7591

「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」に関するQ&Aの更新について

標題について、令和5年11月30日付け「「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」の取扱いについて」にてお知らせしたところですが、厚生労働省の取扱いの一部改正を受け、次のとおり、「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」に関するQ&Aを更新しましたのでお知らせします。ご参照いただき引き続き適正な届出にご協力をお願いします。

記

「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」に関する Q&A（令和6年2月更新）  
（別紙のとおり）

主な更新内容については、次のとおりです。

	項番	内容	
1	Q-3	修正	A-3、一時的な収入増加と認められない例に、「労働契約における所定労働時間・日数が増加した場合」を追加
2	Q10	追記	転職等に伴い保険者が変更になった場合のQ&Aを追記
3	Q11～14	番号変更	Q10追記による番号変更、(旧) Q10～13
4	Q15	追記	事業主の証明の対象となる収入についてのQ&Aを追記
5	Q16	追記	事業主の証明の証明者についてのQ&Aを追記
6	Q17～18	番号変更	Q10,15,16追記による番号変更 (旧) Q14～15